

千葉県教育委員会会議議事録

令和7年度第8回会議（定例会）

1 期日 令和7年11月18日（火） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時36分

2 教育長及び出席委員

教育長 杉野 可愛
委員 貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝
芦澤 直太郎

3 出席職員

教	育	次	長	井田	忠裕
教	育	次	長	細川	義浩

企画管理部

企	画	管	理	部	長	原	義明
学	校	危	機	管	理	鈴木	真一
県	立	高	校	統	括	伊澤	浩二
教	育	総	務	課	長	鈴木	克之
教育総務課副参事兼人事給与室長						岡野	秀次
教	育	政	策	課	長	鈴木	孝明
財	務	課	長			田中	憲一
教育施設課副技監兼						細谷	秀男
大	規	模	改	修	室		

教育振興部

教	育	振	興	部	長	吉本	明広
教	育	振	興	部	次	赤池	正好
児	童	生	徒	安	全	志村	修一
特	別	支	援	教	育	松見	和樹
教	職	員	課			和久	純
教	職	員	課	副	参	金親	秀樹
文	化	財	課	副	課	吉野	健一

企画管理部

教育総務課人事給与室給与制度班長						御山	益宏
同						坂本	章
教育施設課企画調整班長						石橋	正行
財	務	課	主	查		奈良	謙次
同						田村	剛志

教育振興部

児	童	生	徒	安	全	課	
生徒指導・いじめ対策室長						桑田	美和

同社会教育主事兼指導主事	牧田 康弘
特別支援教育課 主幹兼特別支援学校整備室長	森 祐司
同 副主幹	長谷川恵一
教職員課小中学校人事室管理主事	樋口 清之
同 管理主事	内田 隆二
教職員課主幹兼管理室長	佐々木 恵
同 主席管理主事	青木 慎哉
同 管理主事	熊倉 理恵
同 管理主事	萩原 拓也
文化財課指定文化財班長	黒沢 崇
同 主事	松浦 誠

事務局

企画管理部教育総務課 主幹兼委員会室長	山口 聖剛
同 副主幹	小合 基夫
同 主査	土屋 雄輝
同 主査	積田 さゆり

4 教育長開会宣告

5 署名の指名 櫻井 直輝 委員

6 令和7年度第7回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第53号議案から第56号議案までの議案4件、第8号報告及び第9号報告の報告議案2件、報告1及び報告2の報告2件である。第53号議案、第54号議案及び第9号報告については、教育委員会会議規則第13条第1項第4号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、また、第55号議案及び第56号議案については、同規則同条同項第1号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を貞廣委員にお願いする。

9 審議事項

第8号報告 教育委員会所管に係る令和7年度12月補正予算案について

【財務課長】

本件は、令和7年度12月補正予算案を知事が議会に提出するにあたり、予算案のうち教育委員会所管に係る歳入歳出予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年10月30日付けで本委員会に意見を求められたが、教育委員会会議で審議いただく時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、10月31日に知事に対して、本委員会として異議がない旨、回答したことを報告するものである。

教育委員会所管に係る補正予算額は、一般会計で、101億5,090万5千円の増額であり、補正後の予算額は、4,106億7,772万2千円である。なお、性質別内訳、項目別内訳、財源内訳については、記載のとおりとなっている。次に補正予算の内容について説明する。

「教職員人件費等」は、令和7年人事委員会勧告に基づく給与改定により補正を行うもので、所要額を精査し、102億8,986万5千円を増額するものである。

今回、7件の債務負担行為を設定するため、その内容について説明する。「(1) 高等学校全日制課程運営費」は、県立高校で使用する大型ワゴン車を購入するにあたり、納品までの期間を十分に確保する必要があることから、500万円の債務負担行為を設定するものである。

「(2) 教員採用選考費」は、令和8年度に実施する教員採用候補者選考の1次選考について、会場設営や運営等に十分な準備期間を確保する必要があることから、6,600万円の債務負担行為を設定するものである。「(3) 総合教育センター施設整備事業」は、老朽化した総合教育センターの設備等の更新工事を行うにあたり、早期に工事へ着手するため、1億8,700万円の債務負担行為を設定するものである。「(4) 県立青少年自然の家管理運営事業」は、本年度で指定管理期間が終了する4施設の青少年自然の家について、令和8年度以降の指定管理者を指定するため、債務負担行為を設定するものである。債務負担行為の設定額については、手賀の丘青少年自然の家が5億8,600万円、水郷小見川青少年自然の家が6億4,400万円、君津亀山青少年自然の家が5億5,900万円、鴨川青少年自然の家が6億7,500万円になる。

【花岡委員】

教員確保が難しい時代ではあるが、給与の引き上げは教員確保にもつながると思うため、今回の給与改定は大変ありがたい。昨年度総合教育センターを視察した際に、古い貴重な資料がたくさんあったが、職員から保管する部屋を含め、館内の空調や水漏れへの対応が必要であるとの話があった。工事の予算を確保していただいたことに感謝する。

【芦澤委員】

債務負担行為は複数年度に渡る設備投資などが該当すると思うが、教員採用選考費は単年度での支出ではないのか。

【財務課長】

教員採用選考が例年7月上旬に行われる所以、年度当初から着手すると、人の確保など短い期間で対応しなければならない。早期に準備ができるように、今回債務負担行為を設定するものである。

【芦澤委員】

複数年度といっても、3年以上に渡るものではなく、毎年この時期に翌年度分の債務負担行為を設定するということか。

【財務課長】

基本的にはそのようになるが、毎年度会場や実施方法などは変わるので、毎年度内容を精査した上で、必要に応じて債務負担行為を設定したいと考えている。

第8号報告は終了。

報告1 令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の概要について

【児童生徒安全課長】

この調査は、児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的とし

て、文部科学省により毎年実施されている。主な調査項目は、「暴力行為」「いじめ」「不登校」「高等学校の中退学」「自殺」となっている。調査対象は、国公私立小・中・高・特別支援学校であり、調査対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までである。

調査結果の概要のうち、暴力行為について、県内公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、8,209件であり、前年度より946件増加し、児童生徒1,000人あたりの発生件数は、全国が10.4件、千葉県公立学校が15.6件となっている。校種別発生件数であるが、小学校は6,333件で前年度より697件増加、中学校は1,714件で251件増加、高等学校は162件で2件減少している。背景として、学校等への聴き取りからは、感情をうまくコントロールできない子供が増えている他、同じ児童生徒が複数回にわたり暴力行為を行っている事例が報告されている。また、高等学校については、前年度と比較し暴力行為の発生件数が微減しているが、学校に個別に聴き取りを行うなど、さらに分析を進めているところである。対策等として（ア）から（カ）の取組を実施する中で、学校種を越えた連携を深め、教育活動全体を通して、他人への思いやりの心を育むことや、規範意識を醸成するよう努めていく。特に、（カ）にあるように、加害児童生徒へのより効果的な指導、支援につなげるため、警察や法務少年支援センター等との連携をより一層推進していく。

本県公立学校のいじめ認知件数は、54,724件で、前年度より269件増加した。いじめの態様については、すべての校種においては「冷やかしやからかい、悪口等」が最も多くなっている。校種別認知件数は、小学校は46,562件で前年度から22件減少、中学校は7,031件で174件増加、高等学校は979件で119件増加、特別支援学校は152件で2件減少している。

いじめ重大事態の発生件数は、52件で前年度より50件減少している。そのうち、児童等の生命や財産等に重大な被害が生じた疑いがあるとされる1号事案は19件、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがあるとされる2号事案は、21件であり、1号、2号の両方に該当するものが12件となっている。また、校種別発生件数では、小学校が22件で11件減少、中学校が12件で18件減少、高等学校が18件で20件減少、特別支援学校は0件で、1件減少だった。対策等として、17の取組を列挙している。（ゾ）のいじめ重大事態調査員については、令和6年度に新たに導入したものであるが、いじめ防止対策等の専門的な知見を有する人材をいじめ重大事態が発生した県立学校に直ちに派遣し、助言を行いながら、集中的に調査を実施して被害児童生徒が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう必要な対応を取るもので、引き続き有効に活用していく。特に今年度は、学校問題解決支援班が設置され、3名のコーディネーターを配置し、いじめ問題等の解決に向けた適切かつ迅速な支援や学校が行うための助言を開始しており、この取組もさらに充実させてていきたい。

不登校児童生徒数について、小学校は6,121人で前年度より408人増加、中学校は8,478人で、109人減少、高等学校は3,178人で、70人増加している。令和6年度から「不登校児童生徒について把握した事実」を複数回答するものに変わっている。これは不登校の要因等がより複雑化していることが理由と考える。最も多い回答が小中学校では、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談」だった。次いで「不安・抑うつ」、3番目が「生活リズムの不調」となっている。全日制の高等学校では、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談」が最も多く、次いで「生活リズムの不調」「学業の不振」の順になっている。定時制の高等学校については、「生活リズムの不調」が最も多くなっている。増加の要因として、教育機会確保法の施行を契機に、「不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つ」との考えが徐々に社会に浸透し、保護者の間でも「無理に登校を促すのではなく学校を休ませる」との考えが増えてきたことが大きく関係していると捉えている。不登校児童生徒への支援については、千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例とその理念を具現化した基本方針に則り、多様な教育機会を確保するための施策を進めていく。具体的には、今年度、対象を小学4年生から中学3年生までに広げたオンライン授業配信（エデュオプちば）については、毎日200名程度の小中学生が、オンラインによる双方向型の授業に参加しており、今後も、受講者にアンケートを取りながら授業内容の充実等に努めていく。次に、高等学校の中退学者数は、951人で前年度より48人減少し、中退率は1.1%で前年度と変わ

らない。中途退学の理由は、「学校生活・学業不適応」が最も多い、全体の55.0%となっている。対策等として、担任等による定期的な個人面談等きめ細かな指導に加え、すべての県立高等学校にスクールカウンセラーの配置を完了しており、これに加え、スクールソーシャルワーカーを核として福祉との連携を強化するなど、学校が組織として生徒を支援する体制を充実させていく。

本県公立小・中・高等学校における自殺者数は、小学生が0人、中学生が3人、高校生が10人の合計13人で、前年度より6人減少している。対策等であるが、(ア)高校生を対象としていたICTを活用したWEB上のストレスチェックを今年度県立高校全校で実施し、ストレスの高い生徒を早期に把握して医師によるコンサルテーションなどをもとに支援に繋げる取り組みでいる。また、児童生徒保護者、教職員それぞれを対象とした自殺予防啓発動画を作成し、視聴を促すなど取り組んでいるところであり、引き続き、児童生徒の自殺予防に全力を向けて取り組んでいく。

【花岡委員】

多くの子供の問題行動の背景には家庭、保護者の課題があると思うが、スクールカウンセラーや警察などが保護者と直接面談をする機会や専門家の話を聞く機会はどれくらいあるのか。

【児童生徒安全課長】

具体的なデータはないが、スクールカウンセラーの活用については進んでいる。スクールソーシャルワーカーは家庭に踏みこんで面談等を行うこともあり、引き継ぎ活用の推進をしていく。警察については、直接保護者との面談等というよりは、関係機関である学校との連携を数多くしている状況である。相談の体制も整えているため、場合によっては保護者へ紹介するなどして繋げていくこともある。

【花岡委員】

どこまで学校が介入するかは難しいと思うが、家庭の教育力・育児力が子どもの行動に直結していることは間違いないと思うため、今後もできる限り尽力してもらいたい。

【櫻井委員】

いじめの認知件数と不登校に関連性はあるのか。小学校はいじめから逃げる手段として不登校を選択しやすく、中学校では選択しにくいためにいじめの認知件数が上がって、不登校の数が減るというようなことはあるか。

【児童生徒安全課長】

「不登校児童生徒について把握した事実」の調査の「いじめの被害の情報や相談」の項目では、小学校は78件で1.3%、中学校は70件で0.8%、高等学校は23件で0.7%となっているが、この数値が実際にいじめが原因でのものなのか、子供が苦痛を感じて不登校になったことをいじめと捉えるのかを今後も丁寧に見ていく必要がある。ここでの数値は低めに考えながら、今後もいじめを積極的に認知していくことや未然防止に取り組んでいく。

【櫻井委員】

数値では把握できることもあると思うため、聞き取りでの把握等、引き継ぎ対応をお願いしたい。中学校では不登校を選択しにくい雰囲気があるように感じ、心配である。受験へのプレッシャーや友人関係の悪化からいじめにつながることもあると思うため、心の平穏が保たれる環境が確保できるように努めていただきたい。

【貞廣教育長職務代理者】

中学生の受験においては、調査書に斜線がつかないような検討が進んでいるところであり、これによって大きく変わっていけばと思う。

【永沢委員】

千葉県では自殺者数が減っているが、有効な対策等があったのか。

【児童生徒安全課長】

自殺者数は減っているが、数の増減に注目するより、それら1件1件に対してしっかりと対応していきたいと考えている。その中で、従来から取り組んでいるSOSの出し方教育の浸透はあるかもしれない。また、今年度は、命に寄り添うことがテーマであることを全学校長に対して強く発信し、高い意識をもたせている。

【貞廣教育長職務代理人】

地区不登校等児童生徒支援拠点校となると、その拠点校となつた学校が問題を抱えている学校というように間違つて認知されていたり、心配する人がいたりする現状がある。教育政策を進めるうえで、本来の意義と異なる意義で解釈されたり、受け止められたりしないような手立ても必要だと感じたところである。

報告1は終了。

報告2　重要文化財の指定について（建造物）**【文化財課副課長】**

国の文化審議会は、令和7年10月24日に文部科学大臣に対し、鴨川市の「大山寺 不動堂、宮殿」について、指定するよう答申した。

大山寺不動堂と宮殿は、鴨川市平塚に所在する真言宗智山派の寺院で、不動堂は江戸時代後期の享和2年に、宮殿は江戸時代中期の元禄12年にそれぞれ建てられた。現存する不動堂はそれまであった前身堂を建替えたものだが、前身堂内にあった宮殿を残したまま再建された、稀有な五間堂であり、県内寺院建築の時代指標として重要なものである。宮殿は不動堂の内部にあり、濃密に施された華麗な彫刻や極彩色が特徴的で、県内に見られる大型宮殿の先駆例で貴重なものとして評価を受けた。

今回の答申後に官報告示を経て指定されると、千葉県内の重要文化財（建造物）の件数は30件となる。また、県内の重要文化財（建造物）の指定は令和2年以来5年ぶり、近世社寺建築では、昭和60年以来40年ぶりである。県としては、今後、鴨川市をとおして、大山寺の保存や活用に助言・助成していく。

【櫻井委員】

後世に残すべき貴重な文化財に県からも積極的に助成などしてもらいたい。先日訪れた県内の文化財には落書きがあり、こうしたものの修繕への助成も検討してもらいたい。そうすることで、子供達が文化財から正しく学習して、次の世代に残すということにつながると考える。

【花岡委員】

保護そのものの助成だけでなく、どのようにすれば訪れる人を増やせるかという視点から、アクセシビリティの面も含めて助成を検討してもらいたい。

【文化財副課長】

検討していく。

報告2は終了。

教育長報告 「教員の未配置を完全に解消するための抜本的な対策を求める請願書」への対応について

【杉野教育長】

本請願の趣旨は、県の責任で法律に定められた教職員の未配置を完全に解消するための対策を講じることを求めるものである。委員の皆さまには、事前に目を通して頂いている。

請願項目としては、「文部科学省が認めている産休・育休の先読み加配を確実に活用して、年度初めからの産育休の未配置をなくすこと」、「県費採用枠で年度初めから、教員を確保し年度初めの未配置をなくすこと」、「千葉県で年間を通じて講師として働いた教員の採用試験で特段の優遇措置（面接だけで採用等）を講じること」、「小学校で 1 学級の人数を 36 人以上にしないこと」、「毎月 1 日時点での市町村別の未配置数を正確に公表すること」、「非常勤講師（会計年度任用職員）の待遇を東京、神奈川、埼玉並みに改善すること」を要望している。

本請願の取扱いについては、1つ目から5つ目の項目については、令和7年7月23日の令和7年度第4回定例教育委員会会議において、状況を説明し、付議しない旨を報告した。その後、引き続き、取組を進めており、今回改めて報告すべき状況の変化はない。6つ目の「非常勤講師（会計年度任用職員）の待遇について」は、業務の内容ごとに、常勤職員の給料表に定められた給料月額等を基準に、所定の勤務日数や勤務時間数に応じて決定されている。現行の報酬額は、常勤職員の給与を勘案して決定しており、給与改定の状況等を踏まえ、適切に対応している。

以上のとおり、本請願の取扱いについて、慎重に検討した結果、いずれの請願についても、既に対応方針を明確に定めて取り組んでいることから、付議しないこととした。引き続き、教員志願者の確保と、そこにもつながる学校現場の働き方改革の推進に全力で取り組んでいく。

委員報告 学びの多様化学校への視察について

【櫻井委員】

習志野市袖ヶ浦西小学校分教室への視察については、私から報告させていただく。令和7年4月に習志野市立第三中学校内に開設され、当初、在籍児童は5名であったが、現在は10名ほどの児童が在籍していると伺った。中学校の教室の一部を整備して、教室と職員室、保健室などが置かれている。中学生が利用する教室と分教室の間には仕切りが設けられたり、登校する際の入口が別であったり、登下校の時間を中学生とずらすなどの工夫をして、心理的な負担にならないように配慮されていた。また、カリキュラム上の工夫としては、標準授業時数の確保や、朝に運動時間を設けて運動の習慣化、学び直しの時間を設けて自習の時間を確保するなどの取組があげられた。児童が自分のペースを大事にしながら学習を進めることができるよう、1コマを1時間にするという工夫もあり、児童がプレッシャーを感じない環境をつくり出していると感じた。印象的だったのは、どの児童も教員の話を聞きながら黒板に向かって意欲的に学習する姿が見られたことである。以前の学校が嫌になり、通えなかった児童達が、いかにも学校らしい学習の仕方を受け入れて学べていることに、魅力的な学習環境を構築している教員の努力を感じた。また、不登校になった子供が学校に行きたいと思ったときに通うことができるこのような場所があるということに、保護者は安心感を抱いていると思うため、学びの多様化学校の取組が県下に広がっていくことを強く期待する。また同時に、県内の様々な学校や教員、教育行政が、ここで行われている取組から学べるところがたくさんあると思うため、その知見が広がっていくような取組も期待する。

【永沢委員】

浦安市立浦安中学校分教室への視察は、私から報告させていただく。令和8年4月に浦安市集合事務所に開設し、「UMI」という愛称がついている。視察時は、中学1年生から3年生までの14名が在籍しており、授業時数を標準授業時数1015時間から875時間に減らし、登校時刻を遅く、下校時刻を早く設定していた。新設教科「学びスタジアム」の時間には、「わ

くわくタイム」、「じっくりタイム」、「ぐんぐんタイム」の3つがあり、わくわくタイムでは、市内や周辺施設等を活用した多様な体験活動の実施や、地域の人や専門家等をゲストティーチャーとして招いて学ぶことで、社会との関わりを育み、学ぶ意欲を呼び起こすことを目指している。じっくりタイムは、自分で学ぶ教科を選び、苦手な教科を先生に教えてもらってもいいし、好きな教科をひとりで学んでもいい時間になっている。ぐんぐんタイムは、一人一人の目標や興味関心に応じた活動からさらに学びを深める時間である。校外学習は年5回あり、校外学習の準備段階から生徒の出席率が良いとのことであった。10月から始めた給食について浦安市教育長は、「給食の時間によって学校を想起させて辛い気持ちを呼び起こす生徒がいるかもしれない」と心配していたが、様子を見に行ったところ、「生徒たちはとても嬉しそうに過ごしていたので安心した」と話していた。人間関係の構築が困難だったり、コミュニケーションに自身がなかつたりする生徒が、その時の気持ちを言葉を発しなくても伝えられるために、「心の天気カード」を用いるという工夫がされている。気分が晴れないことを示す生徒には、さらに細やかな気持ちを把握するように努めたり、話を聞いたりすることであった。最近は、放課後に残って学習やゲームをしている生徒もいるようで、UMIが安心で楽しい場所になっているようである。市の担当者は、「今年は1年目ということで、子供たちの声を聞きながらできることをしている。まずは、学校に来ることが楽しくなり、通い続ける中でいろいろな体験をしてほしい」と話していた。

今年の5月にN高等学校松戸キャンパス、9月にNTTe-Sports高等学院、そして、今回の学びの多様化学校への視察により、不登校を経験した子供達が多く通う学校を見ることができた。いずれの場所でも、子供たちが安心して楽しく通えるよう、先生方が子供たちをよく見て、子供たちの話をよく聞いて、速やかに対応を変えていく柔軟さと細やかな配慮が共通していたと思う。今回の視察で、学びの多様化学校は不登校対策として有効ということはわかったが、学習の遅れを取り戻したり、コミュニケーションや社会性を育てていったりするためには、生徒一人当たりの教員数が多く必要である。各学年の定員が10人程度のため、今後学びの多様化学校が増えたとしても全ての不登校の生徒に対応することはできない現状であると思う。学びの多様化学校での先生方の経験を通常校の教職員に共有していくことや、学びの多様化学校が設置された行政区内の教職員や教員を目指す学生が実地研修を行うことで、不登校児童生徒の対応に優れた教職員を育成していくことも必要になるのではないかと思ったところである。

【花岡委員】

子供たちが輝き、楽しそうにしていることが印象的だった。子供たちは、頼れる大人がサポートすることで誰でも輝けることができるのだということを感じた。UMIの所長に、親子関係の改善をどうしているのか聞いたところ、親子関係だけではなく、夫婦関係に問題があることもあるという返答があり、はっとさせられた。自分自身の経験を振り返っても、子供に影響を与えたことがあったかと思うとともに、この改善が所長等、限られた人の手にかかっているというのが今後の課題になっていくと感じた。教育だけで抱えきれなくなっていることも非常に多いというように感じるため、他の機関も巻き込んでの支援を考えていただけるとありがたい。

<傍聴・報道 退出>

第53号議案 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例の原案について

教育総務課人事給与室長説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第54号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の原案について

教育総務課人事給与室長説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第9号報告 契約の締結について

教育施設課大規模改修室長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第55号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第56号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣言

令和 7 年 1 月 18 日 署名人